

身体障害者手帳の「障害程度等級認定基準」

「免疫機能障害」の障害認定は1～4級まであり、エイズを発症（AIDS診断のための指標疾患参照）しているか、4週以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査結果が、認定基準を満たす場合に交付される。

認定方法は、13歳以上と13歳未満で認定基準が異なる。

障害程度等級認定基準【13歳以上の方の場合】

1級	1. CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ L以下で表1の6項目以上に該当する状態 2. 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活が不可能な状態
2級	1. CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ L以下で表1の3項目以上に該当する状態 2. エイズ発症の既往歴があり表1の3項目以上に該当する状態 3. CD4陽性Tリンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む6項目以上に該当する状態
3級	1. CD4陽性Tリンパ球数が500/ μ L以下で表1の3項目以上に該当する状態 2. CD4陽性Tリンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む4項目以上に該当する状態
4級	1. CD4陽性Tリンパ球数が500/ μ L以下で表1の1項目以上に該当する状態 2. CD4陽性Tリンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む2項目以上に該当する状態

表1 検査所見・日常生活活動制限

1. 白血球数について3,000/ μ L未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
2. ヘモグロビン量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
3. 血小板数について10万/ μ L未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
4. ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/mL以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
5. 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労が7日以上ある
6. 健康時に比して10%以上の体重減少がある
7. 月に7日以上の不定の発熱（38°C以上）が2か月以上続く
8. 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
9. 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
10. 表2に示す日和見感染症の既往がある
11. 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である*
12. 軽作業を越える作業の回避が必要である

*日常生活上の制限

生鮮食料品の摂取制限以外に、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。【ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 身体障害認定基準より】

表2 日和見感染症

- | | | |
|-----------------------------|------------|---------|
| 1. 口腔カンジタ症（頻回に繰り返すもの） | 2. 赤痢アメーバ症 | 3. 带状疱疹 |
| 4. 単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの） | 5. 粪線虫症 | |
| 6. 伝染性軟属腫 | 7. その他 | |

等級早見表

